

2. 公共交通機関の施設 [6]案内標示等

整備の基本的考え方

公共交通機関の駅等においては規模が大きくなるほど、通路等の利用が複雑になるため、分かりやすく安全に利用者を誘導する案内標示を充実させる。

整備基準

案内標示等を設ける場合においては、建築物[18]案内標示等の項に定める基準に適合する案内標示等を設けること。

さらに望ましい基準

○解説

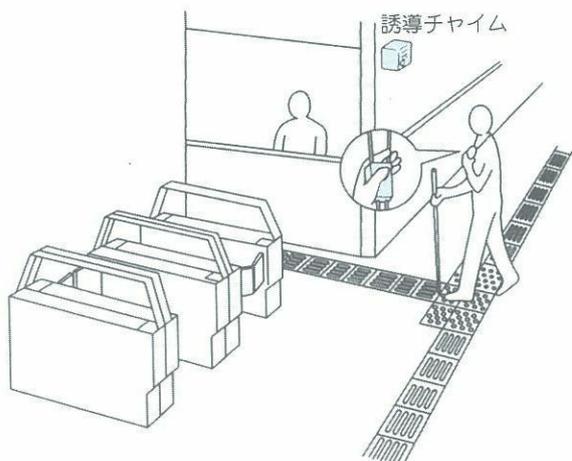
※建築物[18]案内標示等の項 54 頁参照

○配慮事項

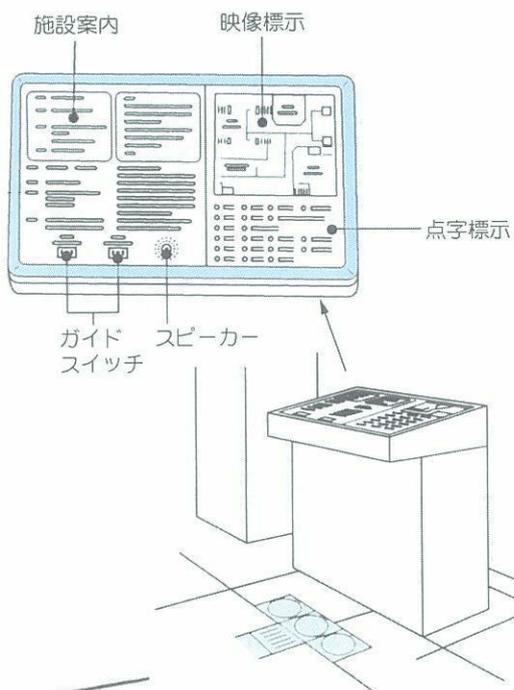
- ・ 施設内の案内標示は文字による他、必要に応じて記号や点字などを加え、分かりやすい案内を行なうこと。また、視覚障害者の利用に配慮し、音声誘導装置を設置すること。
- ・ 車両等の入線などに際し、放送による案内に加えて電子標示板などの文字や映像による案内標示を設けること。
- ・ 緊急時に情報を提供するための標示装置（急告板等）や放送設備を整備すること。
- ・ 建築物[18]案内標示等の項 54 頁参照

参考解説図

■改札口の音声誘導装置設置例



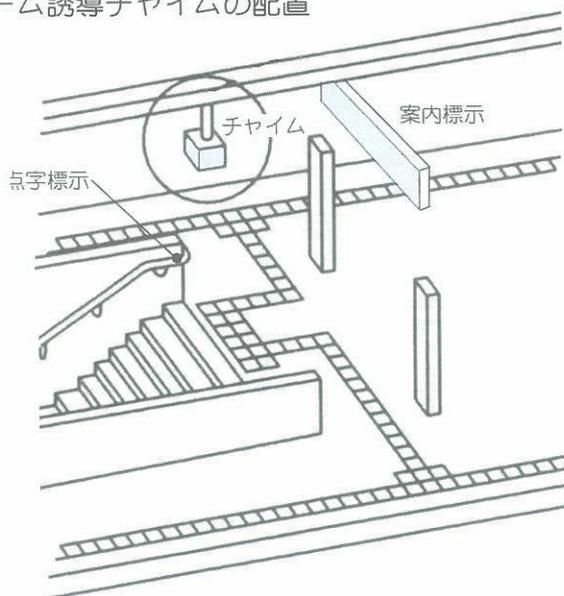
■駅構内に設ける音声・触知図の例



■点滅型音声誘導装置



■ホーム誘導チャイムの配置



チャイム：視覚障害者にホームと階段の境界を知らせるもの